

令和8年度 当別町職員採用資格試験案内

令和8年4月20日
当別町

〔受付期間〕 令和8年4月24日(金)～令和8年5月8日(金)

〔受付場所〕 当別町役場(郵送可)

〔試験場所〕 当別町役場(石狩郡当別町白樺町58番地9)

1 試験区分及び職務内容

試験区分、職務内容は次のとおりです。

| 試験区分 | 職務内容 |
|------|--|
| 一般事務 | 町長部局、議会事務局、各種委員会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。 |
| 土木技術 | 土木行政に関する業務に従事します。 |

2 採用予定数

当別町では、住民と行政が共に関わってまちづくりに取り組む「協働によるまちづくり」を推進しており、住民ニーズの的確な把握や地域の意識を的確にとらえるため、**職員の町内居住**に取り組んでいます。この考えに共感し、**町内居住**できる方の応募をお待ちしております。

| 試験区分 | 一般事務 | 土木技術 |
|-------|------|------|
| 採用予定数 | 6名 | 2名 |

3 受験資格（採用後、当別町に居住可能な方で次の要件を全て満たす方）

| 試験区分 | 受験資格 |
|------|--|
| 一般事務 | <p>(1) 学歴、生年月日 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校卒業程度以上の学力を有する方</p> <p>(2) 職務経験 民間企業等における職務経験（※1～4）が直近7年中5年間以上ある方 <u>（直近7年とは平成31年4月1日から令和8年3月31日まで）</u></p> |
| 土木技術 | <p>(1) 学歴、生年月日 昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校卒業程度以上の学力を有する方</p> <p>(2) 職務経験 民間企業等において土木工事の計画、設計、施工管理及び積算の職務経験（※1～4）が直近7年中5年間以上ある方 <u>（直近7年とは平成31年4月1日から令和8年3月31日まで）</u></p> |

（注）日本国籍を有しない者又は地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。

【職務経験に関する留意事項】

- ※1 民間企業等における職務経験は、会社員、国家公務員、地方公務員、団体職員、自営業者等（アルバイト、契約職員等を含む）として、1週間につき30時間以上の勤務を1年間以上継続した期間が該当します。
- ※2 職務経験が複数ある場合は通算します。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。
- ※3 連続1ヶ月以上の休業期間がある場合は、職務経験期間から除外します。ただし、産前・産後休暇期間及び育児休業期間は通算できます。
- ※4 最終合格後、職務経験期間の確認のため職歴証明書を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認出来ない場合は合格を取り消します。

参考（抜粋）

地方公務員法第16条

第16条 次の各号に該当する場合は、職員となり、又は競争試験を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4 試験日程及び試験内容

- (1) 一次試験 書類選考を行います。
- ① 選考内容 エントリーシート、小論文等の提出された書類内容に基づき選考しますので、出来るだけ詳しくお書きください。
 - ② 結果発表 令和8年5月中旬に合否を通知します。
- (2) 二次試験 一次試験(書類選考)合格者を対象に試験を行います。
- ① 日 時 令和8年5月23日(土) (試験時間は一次試験合格者に通知します。)
 - ② 会 場 石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町役場会議室
 - ③ 試 験 面接試験(予定)

5 提出書類及び受付期間等

- (1) 提出書類
- ① 令和8年度当別町職員採用資格試験エントリーシート 1部
 - ② 住民票(本人のもの) 1部
 - ③ 卒業証明書(最終学歴) 1部
 - ④ 小論文(指定様式) 1部

| 試験区分 | 小論文課題(800文字以内) |
|------|-------------------------------------|
| 一般事務 | これまでの職務経験を活かし、当別町職員として町に貢献できることについて |
| 土木技術 | 老朽化した公共インフラの現状の課題と今後の対策について |

- (2) 受付期間
令和8年4月24日(金)～令和8年5月8日(金)
令和8年5月8日(金)必着
※ 提出書類持参の場合 土曜、日曜、祝日は受付しておりません。

- (3) 提出先(受付期間内に専用フォームから送信、郵送又は持参により提出してください。)
- 〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町役場2F
当別町総務部総務課人事係
電話 0133-23-2330(内線258)

受付専用フォームへのアクセスはこちらのQRコードを読み取ってください→



- (4) 採用予定日
令和8年7月1日(採用予定日については応相談(内定者以外の相談不可))
合格発表は令和8年5月下旬を予定しています。

6 給与の概要

採用された方の学歴及び民間企業等での職務経験年数に応じて決定されます。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて毎月支給されるほか、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当が支給されます。

給与、勤務時間、休日休暇等については、当別町職員の給与に関する条例及び当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例その他、当別町の条例、規則に基づき対応します。

(1) 給料月額（参考）

大卒初任給 232,000円

大卒30歳 280,000円程度

(2) 手当（参考）

①扶養手当 子一人につき 月額13,000円（年齢要件による加算有）

その他（父母等） 月額 6,500円

②住居手当 借家の場合 月額最大27,000円（賃貸額により支給額が変わります）

③通勤手当 公共交通機関利用の場合 全額支給

自家用車の場合 通勤距離に応じて支給

④寒冷地手当 年額最大130,000円（世帯状況により支給額が変わります）

(3) 休暇

有給休暇日数最大20日(年)、特別休暇制度有（忌引、子の看護 他）

7 その他

(1) 採用試験及び採用に伴う旅費等は一切支給しません。

(2) 提出いただいた書類は採用選考にのみ使用します。

(3) エントリーシートに記載した事項に虚偽又は正しくない記入事項があることが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

(4) 受験手続等のお問い合わせは、総務部総務課人事係までお問い合わせください。

電話 0133-23-2330（内線 257）